【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月４日
【会社名】	株式会社 東研
【英訳名】	TOHKEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　春山 安成
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【電話番号】	03(5325)4321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　大 類　隆 義
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【電話番号】	03(5325)4321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　大 類　隆 義
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 357,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号)

第一部【証券情報】

第１　【募集要項】

１　【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,574,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株となっております。

（注）１　平成21年12月４日開催の取締役会の決議によります。
２　振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２　【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	3,574,000株	357,400,000	178,700,000
一般募集	―	―	―
計(総発行株式)	3,574,000株	357,400,000	178,700,000

（注）１　第三者割当の方法によります。
２　発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
３　割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。
①　割当予定先の概要　（平成21年３月31日現在）

割当予定先の氏名又は名称			株式会社マースエンジニアリング
割当株式数			3,574,000株
払込金額			357,400,000円
割当予定先の内容	住所		東京都新宿区新宿一丁目10番７号
	代表者の役職・氏名		代表取締役社長　松波 明宏
	資本の額		7,934,100千円
	事業の内容		パチンコ関連を中心としたアミューズメント事業の製造販売
	大株主及び持株比率		株式会社イー・エムプランニング　19.90 株式会社マースエンジニアリング　18.81 松波 廣和　4.99 松波 香代子　4.52 松波 明宏　4.40 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　3.77 みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社　2.64 古宮 重雄　2.16 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　2.12 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４Ｇ）　2.08
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	―
		割当予定先が保有している当社の株式の数	―
	取引関係	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	該当事項はありません。
当該株式の保有に関する事項			割当予定先が払込期日から２年以内に今回割り当てられた募集株式の全部又は一部を譲渡した場合は、その内容を当社に対して書面により報告義務を負うことにつき、当社は割当予定先に対して、確約書の発行を依頼する予定であります。

（注）１　割当予定先の内容の欄は、平成21年３月31日現在のものであります。
２　当社との関係の欄及び当該株式の保有に関する事項の欄は、平成21年12月４日現在のものであります。

② 募集の目的及び理由

当社はバーコードリーダー、２次元コードリーダー（イメージャー）と関連品（バーコードプリンタ、サプライ品）の製造・仕入・販売、産業用Ｘ線検査装置の製造・販売及び60ギガヘルツミリ波帯の画像通信システムの開発・製造・販売を展開しております。

当社事業は、製造業の設備投資の動向が大きく影響を及ぼします。昨年以降のアメリカ金融不安に端を発した世界同時不況の影響により国内景気の不振は依然として深刻であり、先行き不透明な状況が続いていることから、製造業においては設備投資が抑制され、当社の経営環境は引き続き厳しい状況が継続しております。

当社は、この厳しい状況を乗り切るため、国内の投資意欲が旺盛な食品業界、薬品業界、省エネ産業、環境関連産業等に営業力を集中する等の販売の強化と、人件費をはじめとした諸経費の削減等費用の圧縮に努めてまいりました。

しかし、より一層の安定した事業運営のため、販売力・技術力の強化、自己資本の充実及び財務の健全性の強化を図ることが急務であり、かねてより業務提携先を模索しておりました。

今回の割当予定先である株式会社マースエンジニアリング（以下、「マースエンジニアリング」といいます。）は、アミューズメント業界向けシステムの開発・製造・販売・アフターサービスを主たる事業としており、同業界においては「開発型企業のマース」として、信頼と実績を確立している会社であります。また、同グループ会社の株式会社マーステクノサイエンスは、ICカードやICタグを使用したシステムやソフトまですべて自社内で開発しております。これらのRFID（ICタグ（チップ）を利用した非接触無線通信による識別技術）は、当社の主力製品である２次元コードリーダーと、自動認識分野において補完的な位置づけにあり、両社が協力体制を築くことにより、自動認識分野における商域の拡大にシナジー効果が期待できます。さらに、同社はアミューズメント以外の分野へも、ハード・ソフト両面における独自の高い技術開発力で積極的に進出し、事業領域を拡大する戦略であり、当社の事業領域全般にも高い関心と理解をいただいております。

今後、当社が、自動認識分野において業績の安定化、さらには拡大を目指していくためには、同分野における商材及びアプリケーションソフトの充実と、商域及び販路の拡大、技術力の強化が必要不可欠であります。早急かつ効率的にこれらを充足するためには、同分野において当社の2次元コードリーダーと補完的な位置づけにあるRFIDを手掛けており、ハード・ソフト両面で高い技術開発力を持ち、独自の商域及び販路を有するマースエンジニアリングとの提携が最良の選択であると考えております。

当社は、提携先であるマースエンジニアリングとの資本関係の構築により、信頼・協力関係を一層強固なものにし、新たなる関係の構築を通じて、営業力、技術力の両面の強化を図り、中長期的に当社の経営成績を向上させ、安定した収益構造への変革を推進することができることから、マースエンジニアリングを割当先とする第三者割当増資を選択することといたしました。

また、当社は39期（平成21年４月期）、38期（平成20年４月期）ともに、営業損失及び経常損失を計上しており、特に平成21年４月期において大幅な損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。そのため、銀行借入の拡大や借入条件の改善は困難な状況となってきております。

本増資は、このような厳しい資金調達環境の中で、より確実な資金調達方法であり、本増資により調達する資金は、当社の財務体質をより健全化させるとともに、運転資金の充実により、会社運営の安定化につながり、企業としての事業を発展継続させることが可能となり、将来的に株主価値を増大させることができると考えております。

③ 割当予定先を選定した理由

前述のとおり、当社は、マースエンジニアリングとの資本関係の構築により、信頼・協力関係を一層強固なものにし、新たなる関係の構築を通じて、営業力、技術力の両面の強化を図り、中長期的に当社の経営成績を向上させ、安定した収益構造への変革を推進することができること、また、財務体質をより健全化させるとともに、運転資金の充実により、会社運営の安定化につながり、企業としての事業を発展継続させることが可能となることから、将来的には当社の企業価値及び株式価値の最大化を図れると判断しマースエンジニアリングを割当先といたしました。

当社は、割当予定先であるマースエンジニアリングが、反社会的勢力と一切関係がないことを確認しております。

④ 割当先の保有方針

マースエンジニアリングによる当社株式の保有目的は、上記の関係に基づき長期保有を前提とし今後の関係強化のための継続的な保有であり、長期継続的な保有について同意頂いております。なお、割当予定先が割当新株式の払込期日から２年間において、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名または名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面で報告すること及び当社が当該報告内容をジャスダック証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、当社は割当予定先と確約書を締結する予定であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
100	50	1,000株	平成21年12月22日（火）	－	平成21年12月24日（木）

（注）１　第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２　発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
３　上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
４　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。
５　発行条件等の合理性及びその具体的内容

① 発行価額の算定根拠

発行価額は、本増資に係る取締役会決議の直前日までの直近３か月間(平成21年９月４日から平成21年12月３日まで)に株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格の平均値（99.93円）を参考として、100円（プレミアム率0.1%）としました。

直近３か月間の平均値を参考としたのは、マースエンジニアリングが当社株式を中長期保有する予定であること、また、当社株式の浮動株が少なく、少量の取引高でも大きく価格が変動しやすいことから、特定の一時点の価格を参考とするよりも、一定期間における平均値を参考とするのが妥当と考えたからであります。

また、上記発行価額の算定根拠につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱に関する指針」に準拠するものと当社は考えており、上記算定根拠による発行価額については、会社法第199条第３項に規定されている特に有利な金額には該当せず、本増資に係る取締役会決議に参加した社外監査役を含む監査役全員が賛成する旨の見解を述べております。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株式の発行規模は、増資後の発行済株式総数に対して31.08%であり、現在の発行済株式数に対して45.09%希釈化することになり、１株当たりの株式価値の希薄化が生じることとなります。

当社としましては、マースエンジニアリングとの資本関係の構築により、信頼・協力関係を一層強固なものにし、新たなる関係の構築を通じて、営業力、技術力の両面の強化を図り、中長期的に当社の経営成績を向上させ、安定した収益構造への変革を推進することができると考えております。また、本増資により調達する資金は、当社の財務体質をより健全化させるとともに、運転資金の充実により、会社運営の安定化につながり、企業としての事業を発展継続させることが可能となり、将来的に株主価値を増大させることができると考えております。

当社は、既存株主の皆様に少なからず影響が生じることに鑑みて、当社社外取締役の森和弘氏、社外監査役の長尾武典氏及び外部の弁護士蜂須優二氏の３名から編成される第三者委員会を設置し、第三者割当による資金調達の必要性と合理性について検討していただくことといたしました。

第三者委員会において、当社の資金調達の必要性、調達資金の規模及び発行価額の合理性、当該第三者割当における割当先の属性等の各項目を検討した結果、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的である旨の意見書を平成21年12月３日付で入手いたしました。

その結果、当社といたしましては、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であるとの結論にいたりました。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 東研 総務部	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町1-1

３　【株式の引受け】

該当事項はありません。

４ 【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
357,400,000	2,500,000	354,900,000

（注）１ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれて下りません。
２ 発行諸費用の内訳は、弁護士報酬、登記関連費用及び有価証券届出書作成費用等を予定しております。

（２）【手取金の使途】

本増資によって調達する資金は、新株式発行価額の総額357,400,000円から発行諸費用の概算額2,500,000円を差し引いた残額全額について、平成21年12月から平成22年７月までの長期借入金の約定返済に200,000,000円を順次充当し、平成22年１月に新製品量産金型費用として20,000,000円、残額は、平成22年１月に買掛金・経費支払等の運転資金に充当する予定であります。
また、本増資により調達する資金は、当社の財務体質をより健全化させるとともに、運転資金の充実により、会社運営の安定化につながり、企業としての事業を発展継続させることが可能となり、将来的に株主価値を増大させることができると考えております。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

１．事業等のリスク

第四部 組込情報に記載の有価証券報告書（第39期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年７月30日提出）、本書提出日（平成21年12月４日）までの間において次のとおり変更及び追加が生じました。変更及び追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書（第39期）に記載されている将来に関する事項は、本書提出日（平成21年12月４日）現在において変更の必要はないと判断しております。

株式の希薄化

本第三者割当増資による新規発行株式数は、当社発行済株式総数7,926,000株の45.09%に相当し、１株あたりの株式価値に希薄化が生じ、既存株主にとって不利益が生じる可能性があります。

しかしながら、割当予定先であるマースエンジニアリングとの資本・業務提携による新たなる関係の構築を通じて、営業力、技術力の両面の強化を図ることができ、中長期的に当社の経営成績を向上させ、安定した収益構造への変革を推進することができます。また、当社の財務体質をより健全化するとともに、運転資金の充実により、会社運営の安定化につながり、企業としての事業を発展継続させることが可能となり、将来的に株主価値を増大させることができると考えております。

大株主の状況及び株主構成について

本第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先である株式会社マースエンジニアリングが大株主となる見込みです。このため、本件割当予定先の議決権行使の状況または第三者への売却状況等により、当社のコーポレートガバナンスに重大な影響を与える可能性があります。

しかしながら、割当予定先であるマースエンジニアリングによる当社株式の保有目的は、資本・業務提携に基づき長期保有を前提とし今後の関係強化のための継続的な保有であり、長期継続的な保有についても同意頂いており、今後当社の発展に継続的に協力していただけると判断しております。そのため当社のコーポレートガバナンスに与える影響は軽微であると考えております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第39期）	自 平成20年５月１日 至 平成21年４月30日	平成21年７月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 （第39期）	自 平成20年５月１日 至 平成21年４月30日	平成21年９月３日 関東財務局長に提出
第２四半期報告書	事業年度 （第40期）	自 平成21年８月１日 至 平成21年10月31日	平成21年12月４日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年７月30日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小 林　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　遠 藤　今朝夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成19年５月１日から平成20年４月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成20年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

（会計処理の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、売上高の計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
　２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年７月30日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小 林　　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　遠 藤　　今朝夫　㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成20年５月１日から平成21年４月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成21年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東研の平成21年４月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の記載の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社東研が平成21年４月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
　２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年７月30日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　小 林　　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　遠 藤　　今朝夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成19年５月１日から平成20年４月30日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研の平成20年４月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報
（会計処理の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度より、売上高の計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年７月30日

株式会社東研
　取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　小 林　　和 夫　㊞

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　遠 藤　　今朝夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法の第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成20年５月１日から平成21年４月30日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東研の平成21年４月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
　２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年12月15日

株式会社東研
　取締役会　御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小 林　和 夫　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　遠 藤　今朝夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成20年５月１日から平成21年４月30日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成20年８月１日から平成20年10月31日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成20年５月１日から平成20年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年12月３日

株式会社東研
　取締役会　御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙 木　快 雄　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大 嶋　豊　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東研の平成21年５月１日から平成22年４月30日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成21年８月１日から平成21年10月31日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成21年５月１日から平成21年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東研及び連結子会社の平成21年10月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第２四半期連結会計期間及び第２四半期連結累計期間の経営成績並びに第２四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。